

平成19年から税源移譲により ほとんどの人は市県民税が**増**、所得税が**減**になります！



◎税源移譲とは（税負担は±0）

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」。その柱といえるのが、今回の「税源移譲」。国の税収が減り、地方の税収が増えることになり、地方は必要な財源を直接確保できるようになります。

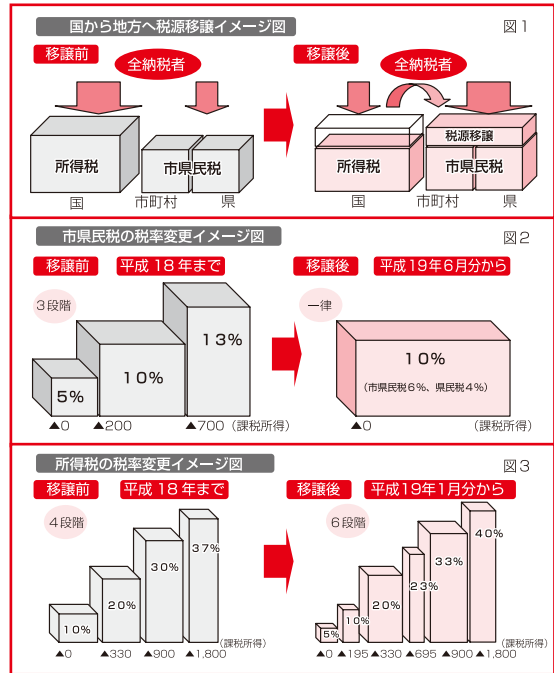
● 国（所得税）から地方（市県民税）へ税源が移譲されます。 ※図1

● 市県民税の税率が、3段階から一律10%（比例税率）に変わります。（平成19年6月納付分から 負担増） ※図2

● 個々の納税義務者の負担が増えないように措置されます。（負担減）

1. 所得税の税率構造の見直し、4段階の税率を6段階に細分化（平成19年1月分から 負担減） ※図3

2. 所得税と市県民税の人的控除の差の調整措置（市県民税から減額）



税率の変更により、ほとんどの人は、市県民税が増えますが、そのぶん所得税は減ることになります。よって、税源移譲により「市県民税」+「所得税」の負担は基本的には変わりません。

ただし、所得の増減、定率減税の廃止、高齢者非課税措置廃止に伴う経過措置により負担増は発生します。

◎税源移譲の時期

納税者の区分	所得の種類	市県民税（増額）	所得税（減額）
サラリーマン	給与	平成19年6月特別徴収から	平成19年1月源泉徴収から
年金受給者	雑（年金）	平成19年6月納税分から	平成19年2月源泉徴収から
事業者等	営業・農業等	平成19年6月納税分から	平成20年2～3月確定申告から

◎税源移譲以外の主な変更点（負担増）

●定率減税が廃止されます。（所得税は平成19年1月分、市県民税は平成19年6月分から）

平成18年	平成19年以降
定率減税 市県民税：7.5%減額（2万円限度） 所得税：10%減額（12.5万円限度）	廃止 市県民税：平成19年6月分から 所得税：平成19年1月分から

●市県民税の高齢者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

平成17年度	平成18年度以降
合計所得金額125万円以下の方 非課税	課税 経過措置として 平成18年度は税額の3分の2を減額 平成19年度は税額の3分の1を減額 平成20年度以降は、全額負担 ※この経過措置は昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象になります。